

住宅・建築物の耐震化に関する支援制度

【住宅・建築物安全ストック形成事業（うち住宅・建築物耐震改修事業）】

※平成22年度においては社会資本整備総合交付金において実施

	対 象	主 な 要 件 等
耐震診断	住宅 (マンションを含む)	交 付 率：民間実施：2／3（国1/3+地方公共団体1/3） 地方公共団体実施：国1／2
	建築物	交 付 率：民間実施：2／3（国1/3+地方公共団体1/3） 地方公共団体実施：国1／3 （緊急輸送道路沿道建築物の場合 国1／2）
耐震改修	住宅 (マンションを含む)	地域要件：なし 交 付 率：民間実施：23%（国11.5%+地方公共団体11.5%）
	建築物	地域要件：なし 交 付 率：民間実施：23%（国11.5%+地方公共団体11.5%） 地方公共団体実施：11.5%
	緊急輸送道路沿道 住宅・建築物	地域要件：緊急輸送道路沿道 交 付 率：民間実施：2／3（国1/3+地方公共団体1/3） 地方公共団体実施：1／3
	避難路沿道等 住宅・建築物	地域要件：避難路沿道等 交 付 率：民間実施：1／3（国1/6+地方公共団体1/6） 地方公共団体実施：1／6
	避難所等建築物	地域要件：なし 交 付 率：民間実施：2／3（国1/3+地方公共団体1/3） 地方公共団体実施：1／3
耐震化の促進に関する事業		対象事業：耐震化に係る計画策定費、PR費、死亡時一括償還型融資活用時の初期費用等 交 付 率：民間実施：国1／3 地方公共団体1／3 地方公共団体実施：国1／2

※地域要件の他にも計画要件、建築物等の要件あり

- 住宅・建築物安全ストック形成事業の要件に適合するもののうち、地域住宅計画に基づく事業においては、交付対象額のうち、概ね45%を国が助成
- 住宅・建築物の耐震化に係る事業については、当該事業の他に、社会資本整備総合交付金の効果促進事業において、実施可能（交付率：国1／2）

【融資制度】

対 象	主 な 要 件 等
戸建て住宅	住宅金融支援機構（耐震改修工事融資） 融資限度額：基本融資額1,000万円 （住宅部分の工事費の8割が上限 （高齢者返済特例制度を活用した場合は、住宅部分の 工事費が上限）） 金 利：返済期間1～10年2.11%、11～20年2.37% （高齢者返済特例制度を活用した場合：2.77%） （平成22年5月11日現在）
マンション	住宅金融支援機構（マンション共用部分リフォーム融資（耐震改修工事）） 管理組合申込みの場合 融資限度額：対象工事費の8割以内で、1,000万円×住宅戸数 金 利：返済期間1～10年1.86%、11～20年2.12% （平成22年5月11日現在） ※（財）マンション管理センター保証の場合は、150万円× 住宅戸数が限度で、償還期間も10年以内のみ。ただし、避 難路沿道等分譲マンションの耐震改修事業の場合、150万 円超の部分は（社）全国市街地再開発協会の保証が利用可。 区分所有者申込みの場合 融資限度額：1,000万円（区分所有者が負担する一時金の8割以内。た だし、高齢者向け返済特例制度の場合は区分所有者が負担す る一時金の10割以内） 金 利：戸建て住宅と同じ

【税制】

対 象	主 な 要 件 等
改 修	○耐震改修促進税制（H18年度より） □住宅 ・所 得 税：一定の区域内において、耐震改修に要した費用と当該工 事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額 の10%相当額（上限20万円）を所得税から控除 ・固定資産税：一定の耐震改修を行った場合、一定期間固定資産税額 （120㎡相当部分まで）を1／2に減額 ○住宅ローン減税：10年間、ローン残高の1%（長期優良住宅では最大1.2%） を所得税から控除 ※中古住宅取得の場合、築後年数要件を満たす住宅のほか、新耐震基準を 満たすことが証明された住宅についても同様に所得税額から控除